

新年のご挨拶

センター所長 辻 久治

皆様、新年おめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年は障害者福祉に関して、障害者自立支援法の施行や、国連の障害者権利条約の成立といった大きな法制度の改革がありました。また、センターの指定管理者制度への変更もありました。それぞれ福祉の政策いろいろ变革が伴いましたが一部国や世論の動きもあり、今後軌道修正もあると聞いております。

しかし、大きな方向としては、国・地方の財政の改革と福祉政策の推進の方向には、当面進んで行くものと思われます。障害者権利条約では、手話が非言語として言語の中に

定義づけ手話を公認していることです。このセンターも聴覚障害者の福祉の推進を確実なものにしていきたいと新年に当たり強く決意したところです。

聴覚障害者情報提供施設としての大きな任務は、手話通訳者、要約筆記者の養成です。これらの人材育成は長い年月の積み重ねが必要です。

昨年は障害者福祉に関して、障害者自立支援法の施行や、国連の障害者権利条約の成立といった大きな法制度の改革がありました。また、センターの指定管理者制度への変更もありました。それぞれ福祉の政策にいろいろ变革が伴いましたが一部国や世論の動きもあり、今後軌道修正もあると聞いております。

聴覚障害者情報提供施設としての大きな任務は、手話通訳者、要約筆記者の養成です。これらの人材育成は長い年月の積み重ねが必要です。

新年のご挨拶

滋賀県立聴覚障害者センターだより 第43号

発行日／平成19年2月1日
発行所／草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
FAX 077-561-6112
077-565-6101
E-mail: shigajou@eos.ocn.ne.jp

平成十八年十一月八日(水)～十日（金）横浜ラボール聴覚障害者情報提供施設で行われた平成十八年度全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会に参加しました。

今回で十回目を迎える研修会では情報提供施設のビデオ事業を総括しながら、聴覚障害者の社会参加と生

活文化向上のための映像制作を基軸にした次のステップにつながることを目的とし 参加者は、二十五施設から三十五名の参加がありました。

また、今回は分科会を二つに分け、一つは制作経験の浅い施設向けにビデオ制作の基礎として撮影や編集の基礎を学ぶため、「一分の映像を作り、もう一つは各地から情報保障の取り組みの報告があり、「字幕付け活動の広がり」や「自主制作動画のインターネット配信の取り組みについて」、ストリーミング配信実験、テレビ電話を活用したテレビ会議などの実験の報告がありました。また、滋賀からもびわ湖放送における「手話タイムプラスワン」の取り組みも報告し、参加者同士で、活発な意見交換や情報交換がなされました。

そのほか、最終日には「ビデオ制作クリニック」として、分科会で制

作した二分の映像と、各施設が制作したビデオ作品を上映し、制作に関する日頃の疑問や制作経験の長い施設からのアドバイスなど意見交換を行いました。

この研修会を通して、他の施設の方々との情報交換するなど、今後の当センターのビデオ事業を考える上で意義深い研修会となりました。



聴覚障害者向け IT講習会を行いました

十一月五・十一・十九・二十六日 每火曜日に聴覚障害者センターで『エクセル入門』と題してIT講習会を実施しました。参加者四名で連続四回実施しました。

内容はエクセルでカレンダーや名簿、家計簿作成などを通してエクセルの基本的な使い方を講習しました。参加者の感想です。

◎ IT講習会は以前から参加していますが、わかりやすいです。

それから、やっぱり聞きたいときには嬉しいです。

◎ まだまだわからないこともありますが、パソコンを幅広く使えるようにならう、いろいろなところで使いたいです。

◎ エクセルは家計簿だけではなく、名簿、カレンダーなどにも使えることがわかつて驚きました。

ツールがあるから、まだわからないところもあるけど良い機会になりました。

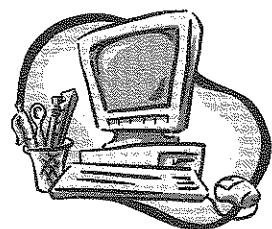
* * *

この講習会によってパソコンで年

賀状を作成できるよう

になります。エクセルの関数を使えるようになります。パソコンを生活の中で活かしていくことができるようになります。

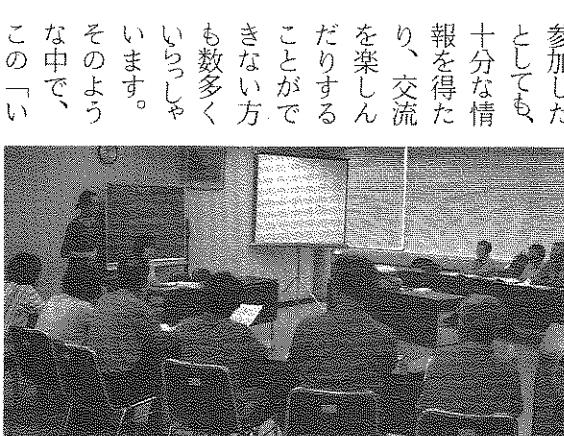
IT講習会を通して情報を共有できるということは大切な機会であり、今後は当センターより離れている湖北地域や湖西地域への対応も考えていきたいと思います。



「これまで好評です、 今年度も好評です、」

昨年度に引き続き、湖北地域で開催している「いきいき教室」。今年度も多くの方にご参加いただいています。

今年度は「健康」をテーマにした全六回の講座で、介護保険、心肺蘇生法、健康のためのスポーツ、健康のための料理といった内容で開催してきました。聴覚障害者にわかりやすい講座となるよう、毎回、手話通訳がつくるはもちろんですが、講師の方々にもご協力いただき、目で見て分かる教材を活用するよう工夫し



ています。あわせて保健師の方にお願いして血圧測定や健康相談も実施しており、そこでアドバイスを日々の健康管理に役立てていただけています。

デイサービスや各種講座は各市町でも開催されていますが、聴覚障害者の場合、コミュニケーション保障がなければ気軽に参加できませんし、参考したとしても十分な情報を得た報をしたり、交流を楽しんだりすることができる方も多いです。そのような中で、この「いきいき教室」は、聴覚障害者にとって大切な学習・交流の場となっています。

今年度はあと三回、一月十八日、三月二十三日に開催予定です。参加をご希望の方はセンターまでお問い合わせください。

手話通訳派遣事業

十月一日から市町に派遣事業が移行し、派遣申請の窓口や申請書の形式などが変更となるため、利用者である聴覚障害者が混乱されることが予想されていました。

しかし、全体の約七〇%の市町が事業内容や申請方法等を市町在住の聴覚障害者に説明する場を設けたことでスムーズな依頼につながっています。

依頼件数では、昨年の十月との比較では一・一六倍増になっています。大幅な増加になっていないのは、現段階では県事業の利用者が市町事業にスライドした段階であることが考えられます。

他には、これまで利用がなかった市町からの依頼があり、市町が派遣

事業を実施することの効果は少しずつ現れています。派遣内容についての分析はこれからとなります。

全体的な効果としては、市町が地域に在住の聴覚障害者の存在を把握できるようになつた、また聴覚障害者にとって市町の福祉課が身近な存在になり、派遣制度をより利用しやすくなつたという結果を生み出していると言えます。

今後は、さらに市町担当者と連携を密にして、さらに利用しやすいように検討すること、担い手である手話通訳者の質や人數を安定的にするように取り組むことが課題となっています。

コミュニケーション支援事業実施後の派遺事業の現状

要約筆記派遣事業

県事業に加え市町事業が始まっています。派遣利用が増加しました。

各市町で実施された説明会の効果もあって申請手続きに関するトラブルもなく進められています。昨年の十月と比較しても一・三倍に増えています。また個人利用の少なかつた要約筆記派遣ですが、十月以降、医療、教育

(保育)、警察、社員研修への利用があり、医療は受診、治療のため一定期間続きますが、今まで利用していなかつた方からの要請もできました。

昨年十月の個人利用の実績数も一件から今年は五件に増え、また小学校、幼稚園、保育所に通わせる保護者からの申請が複

数申からあり、七件にも及びました。子育て中の保護者の社会参加と自立に向け支援の重さを感じます。

一方複数の聴覚障害者を対象として講演会、人権関係の集い、各種イベントにも要約筆記を設置しようと設置されても企画によつては、手話や要約筆記には適さないものもあり、聴覚障害者の特性に配慮した、理解のあるイベントばかりではありません。今後は、その課題を乗り越えられるよう努めていきたいと思います。



平成19年度 盲ろう通訳・ 介助者養成講座

「」の講座は、視覚と聴覚の両方に障害がある「盲ろう者」の方々に対し、社会参加と自立を推進する事を目的とするもので、今回で五回めの実施となります。今年度は、九月五日から十一月十九日の隔週の火曜日（月1回）の九回にわたつて開講しました。

講座においては、盲ろう者の方の体験談や福祉制度等の講義及び、移動・介助の方法や、コミュニケーションの方法を学ぶ等の学習をして頂きました。盲ろう者との交流を通して、生きた学習を行つことができ、盲ろう者への理解がより一層深まつた」と思ひます。

目や耳から入る情報から疎外されている盲ろうの方々が、社会参加を果たすためには、盲ろう者通訳・介助者の支援が必要不可欠となります。

今年は十七名の方が修了されました。受講生の方は、福祉関係の従事者や主婦の方々です。今後は、盲ろう者通訳・介助者派遣事業の登録申請の受け付けを行い、十九年度から、派遣事業においてご活躍頂けることを期待しております。

ビデオライブラリー 貸し出し期間延長のお知らせ

平素よりビデオライブラリーをご利用いただきありがとうございます。

以前要望がありました貸し出し期間についてですが、2006年12月25日より貸し出し期間を1週間から2週間に延長いたします。

ご利用時間は以前と同じですので、今後も引き続きビデオライブラリーをご利用下さい。

貸し出し期間： 1週間 → 2週間

貸し出し本数： 3本

* * * * *

利用時間

月～金→9:30～19:00

土 →9:30～18:00

○「電話お願い手帳」あります○

今年もNTTから「電話お願い手帳」が届きました。ご希望の方にはセンターまたはお近くの市町役場にて無料でお渡ししています。

今は外出先でも携帯電話メール等が使え、連絡が取りやすくなったかと思いますが、災害時や緊急時に電話連絡が必要になることもあります。

非常持出袋の中に1冊、いかがですか？

聴覚障害者のための学習会開催のお知らせ

みんなで考えよう

障害者の権利条約

もっとも嬉しいニュースが入りました。

21世紀初の人権条約となる「障害者権利条約」が第61回国連総会で2006年12月13日採択され、手話を言語とした定義（第2条）が国際的に認められたのです。その結果、コミュニケーションも国家的に保障されます。これは障害者運動にとって、そして私たち聴覚障害者関係者にとって、真に歴史的瞬間でした。こうした条約の意義は大きく、聴覚障害者の平等な社会参加を促進する、よい機会となるでしょう。

手話言語が県民に浸透し、子どもから老人まで手話人口の拡大につながることと期待したいとセンター利用者たちから喜びの声が相次いでいます。

県立聴覚障害者センターでは、障害者権利条約についての学習会を開催します。ふるってご参加ください。

* * * * *

日 時

平成19年2月10日(土) 10:00～12:00

場 所

聴覚障害者センター 2階研修室

講 師

石野富志三郎（当センター副所長）

情 報 保 障

手話通訳・要約筆記・磁気誘導ループ

○ タ・ツ・ノ・オ・ト・シ・ゴ ○

2006年はいじめや生活苦で自ら命を絶ったり虐待で幼い命が失われるなど痛ましい事件が相次ぎ、一年の世相を表す一文字に「命」が選ばされました。

「生活が苦しい」「娘の将来が不安」—甲良町で車内に父がこんな遺書を残して、障害のある娘2人と心中したのです。この父子3人の暮らしに「障害者自立支援法」が覆い被さり、父親は応益負担などを含めた出費が痛いと言しながら、将来に失望して逝ったに違いありません。まさに支出と収入のアンバランスが起こると破滅が身近に感じるのであります。

今春に開所される「びわこみみの里」利用者たちに多くの負担を求めるのにかなりのエネルギーが要ります。障害を自己責任にしなければならないのでしょうか。障害の責任連帶だからといって障害者たちに新たないじめを押しつけるのはもう真っ平です。

2007年の一文字は、希望を持てる「陽」にしたいものです。

(F.I.)